

## イベントの主催者、露店出店者及び関係者の皆様へ

平成 25 年 8 月に発生した京都府福知山の花火大会の火災を踏まえ、二宮町火災予防条例が改正されました。これにより、平成 27 年 1 月 1 日より下記の制度が適用されることとなりましたので、ご注意ください。なお、末尾の「指定催し」に関する制度は、平成 27 年 4 月 1 日からの施行となります。

祭礼、縁日、花火大会や展示会など、屋外で不特定多数の人が参加するイベントで「対象火気器具等※1」を使用する場合には、下記の事項が義務付けられました。

『消火器の準備』が義務付けられました。



原則、対象火気器具等ごとに準備しなければなりません。使用実態等によっては共同で準備することも可能です。ご不明な点は消防署にご相談ください。

なお、エアゾール式簡易消火具や住宅用消火器は不適ですのでご注意ください。

「露店等の開設届」の届出が義務付けられました。



原則、露店主が個々に届け出ますが、代表者が取りまとめて届出することもできます。

なお、開設日の3日前までに消防署へ届け出なければなりませんのでご注意ください。

届出様式は町 HP よりダウンロードすることができます。

※対象火気器具には、下図のような器具が該当します。

**【注意】**  
ガソリン携行缶は、直射日光を避け、火気と人気がない安全な場所で保管しましょう。



### 対象火気器具等【例】



## 町民の皆様へ

今回の条例改正による上記義務は、町民の皆様が行う自治会活動や顔見知りのみで開催するイベントのほか、ご家族やご親戚などの近親者のみで行われるバーベキューのような場合は、適用されません。ただし、このような場合でも万が一に備え、消火器の準備を心がけられますようお願い致します。

## 指定催し【平成27年4月1日から施行】

町内で行われる屋外催しのうち、特に大規模なもので、以下の要件に該当するとして消防長の指定を受けた屋外催しの主催者は、屋外防火管理など火災予防上の対策を講じる義務が生じます。

- 大規模な催しに際して、100 店舗を超える露店等が出店するもの。
- その他、消防長が火災予防上危険と認めるもの。